

平成18年9月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

宮城県 行政改革プログラム18年度実施計画

宮城県では、本年3月に策定した「宮城県行政改革プログラム」に基づき、このほど18年度の実施計画書を作成しました。各職場は、①多様な主体による開かれた公共サービスの実現、②真の政策立案集団への飛躍、③選択・集中型の事業展開への転換について取り組むことになっています。

例えば、②について、企画部政策課では、「政策立案官庁の実現を目指し、職員の政策立案能力の向上を図るため、政策情報誌『みやぎ政策の風』を発行します」、「職員の政策立案能力の向上や専門知識の習得を図るため、『政策課題講演会』を開催します」、「職員の政策形成能力を高めるため、有識者インタビューを実施します（新規）」を掲げ、それぞれ具体的な数値が記されています。

また、各職場では、プログラムに搭載されている取組と並行して「1課所1改革運動」も進めています。
<http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/gyokei-sys/gyokaku-program/18zikkei/index.htm>

宮城県 県民サービス向上運動

宮城県では、平成11年度から県民サービスの向上を推進するため、本庁、地方機関等の各課室に「県民サービス向上担当責任者」を設置していますが、このほど「平成18年度県民サービス向上運動『職場目標』」を取りまとめました。職場目標として、ホスピタリティの向上、行政速度の向上、情報発信度の向上が掲げられています。

例えば、産業経済部のホスピタリティの向上をみると、「県民が入りやすい執務環境づくりに努めます」（畜産課）、「県民の方へ説明する時は、専門用語を極力避け、一般的な分かりやすい言葉を用います」（むらづくり推進課）、「電話コールへのすばやい対応」（林業振興課）などがあげられています。

http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/gyokei-ser/service/undou/h18moku_hyou.xls

千葉県 17年度事後評価結果

千葉県がこのほど公表しました「17年度施策の事業評価結果」は、「アクションプラン評価」（6つの戦略と32の重点施策の38施策について評価）と「課所掌の基本施策評価」（142基本施策）の2つからなっています。そのうち、予算の選択と集中を図るとともに、県庁内各課の政策形成能力を向上させ、県政運営の改善を図ることを目指している「課所掌の基本施策評価」の結果は、142の基本施策のうち、「施策目的の達成に向けて順調に進んでいる」が51施策（36%）、「施策目的の達成に向けて概ね順調に進んでいる（一部に課題がある）」が90施策（63%）、「施策目的の達成に向けて困難な課題がある」が1施策（1%）となっています。

例えば、農林水産部安全農業推進課の「安全・安心な農産物の安定的供給と地域農業の活性化」は、農業産出額とちばエコ農産物栽培面積によって検証され、アクションプランとの関係、主な活動内容（当初予定と結果）、施策実施結果、次年度以降の対応が記載されています。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_soukei/keikaku/seisaku/h17jigo/h17jigoindex.html

静岡県 県庁のしごと改革ニュース

静岡県では、「県民のくらし満足度日本一をめざして…県庁のしごと改革ニュース」を発行しました。第1回の8月号のニュースでは、「行政改革って、なぜ必要なの?」、「どんな改革に取り組んでいるの?」、「県民のくらし満足度日本一を目指して!」に続いて、改革事例が5つ紹介されています。また、「早く・ムダなく・いい仕事」をスローガンとした「日本一のひとり1改革運動!」の17年度の実件数は12,392件で、全都道府県1位を継続していると、運動成果として2つの事例が紹介されています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/sm-17/documents/kaikakunews1.pdf>

都道府県における政策評価の実施状況と結果の活用に関するアンケート結果(下)

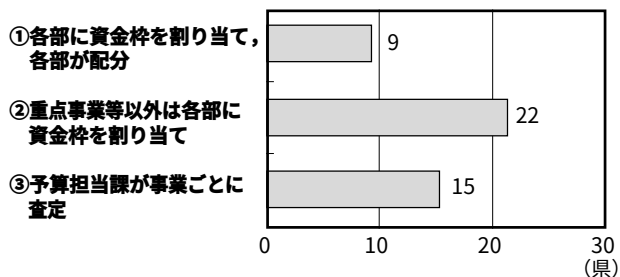
前号に続いて都道府県における政策評価に関するアンケート結果を報告する。

3 予算編成の方式と政策評価の関係

3-1 予算編成の方式

県における予算編成の方式が、今までの予算担当課が事業ごとに査定するという方式から、各部局に一定の予算枠を割り当てる方式に代わってきている。各部局への割り当のみとしている県は、9県であるが、重点事業等の政策経費を除いた予算を各部局へ割当としている県は、22県に上り、46県中、計31県が何らかの形で各部局への割当を行っている。

図3-1 予算編成方式

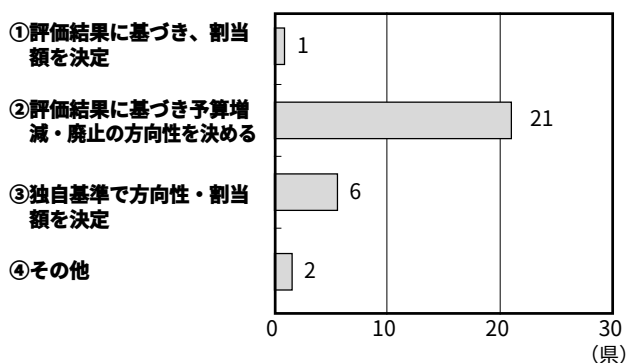


3-2 評価結果の予算への反映

何らかの形で各部局への予算割当を行っている県のうち、評価結果を予算の方向性を決めることに活用している県がもっとも多く、30県(1県は、本項目の回答がなかった。)中、21県である。

「その他」の回答では、予算編成過程での参考としている県、公共事業予算を各部局へ割当て、その額の決定に活用している県があった。

図3-2 評価結果と予算との関係



4 評価結果の政策等、予算、組織定員の見直しへの活用

4-1 評価結果の活用

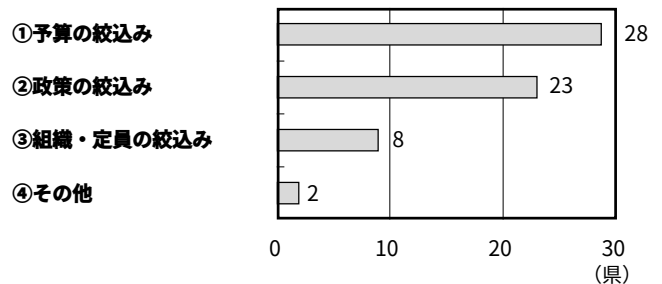
評価結果を政策等の見直し、予算規模の縮小、組織・定員の見直しに取り組む際に活用している県は、38県と大半を占めており、予定している2県(いずれも18年度から)を加えると40県になり、ほとんどの県が活用又はその予定である。

4-2 評価結果の活用方法

評価結果の活用方法としては、予算の絞込みに使用している県が28県と最も多く、次いで政策の絞込みへの活用が23県となっている。

「その他」の回答としては、施策・事業体系の見直しに活用している県、各部局に任せている県がある。

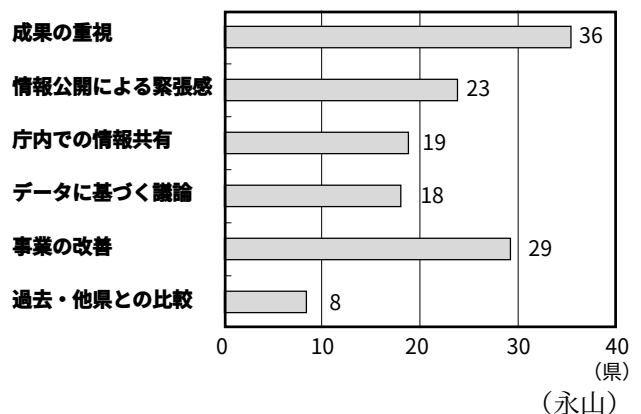
図4-2 評価結果の具体的活用事項(複数回答)



5 政策評価の実施による県庁の変化

政策評価の実施により、県庁の変化として、「成果を重視するようになった」との回答が最も多く、36県あり、次いで「事業が改善された」が29県となっている。当センターが挙げた項目以外の回答でも、職員の事業目的や成果への意識改革を上げているところが多く、県民の目を意識するようになったことが窺える。その他、職員のマネジメント能力が向上したとする県、事業の評価結果があらかじめわかることから、予算作業の平準化につながったとする県があった。

図5 政策評価の実施による県庁の変化(複数回答)



(永山)

カナダ農村地域パートナーシップ に見る地域振興策

1. 概要及び背景

カナダにおいては、農村地域の振興のためカナダ農村地域パートナーシップが実施されている。この実施の背景には、地域が禁漁などで経済的な危機に直面しても、州又は準州政府の投資活動が十分ではなく、地域が疲弊していたとの連邦政府の認識があった。そこでパートナーシップの方法で、直接連邦政府が、地域の組合等の非営利団体に対して助成することにより、地域振興を図ることとした。

2. 農村地域政策の歴史

カナダにおいて、農村地域の経済の建て直しに政府がコミットしたのは、1996年が最初である。

1998年には、Rural Lensという考え（政府機関は、政策の策定等に当たって農村地域への影響を考慮しなければならない。）が導入されるとともに、Rural Dialogue（全ての地域の国民との対話を目指すもので、7000に近い個人又はグループからの提案があり、33回に及ぶ地域会議が開催された。）も行われた。この結果に基づき、カナダ農村地域パートナーシップ（Canadian Rural Partnership）が、4年間2000万カナダドル（約22億円）の予算で発足した。

3. カナダ政府の推進体制

本パートナーシップの推進体制として、連邦政府には農業・食品省（AAFC）内に農村地域政策を取りまとめる農村地域事務局（Rural Secretariat）が置かれ、全般的な指導と政府内における調整を行っている。また、省庁間ワーキンググループ（Interdepartmental Working Group）が32省庁の代表により構成され、各州及び準州に地域事務所及びRural Team（政府及び主な出資者により構成）が置かれている。

4. パートナー

パートナーとしては、州政府や市町村が含まれるが、これらには資金拠出を求めるのみである。事業の実施者としてのパートナーは組合等の非政府組織（NGO）であり、これらの団体からの提案を基にRural Teamにより事業の具体的内容が決定される。州政府等を含むパートナーからの資金拠出（非政府組織からの出資は、現金である必要はなく、労力提供等の現物出資でもよい。）が、事業費の過半を占める必要がある。営利団体が事業を実施してもよいが、それによって利益を得てはならない。

一番の問題点は、パートナーを見つけることであるとのことで、特に北方地域は人口が少ないので大

変だとの話であった。

5. 事業内容

Rural Dialogueによって、農村地域及び遠隔地域における11の優先分野（農村地域の国民の連邦政府プログラム及びサービスへのアクセスの改善等）が認定され、このために、上述の4年間2000万ドルの予算により、パイロットプロジェクトイニシアチブ（The Pilot Projects Initiative：各省にまたがるのでイニシアチブとなっている。）が実施されることとなった。

このパイロットプロジェクトとして、1998年から2002年の間に「青年指導者のためのインターンシップ」を始めとする321のプロジェクトに資金が供給された。

このほか、カナダ農業地域共同体イニシアチブとして、2000年から2003年までに、207のプロジェクトに対して930万カナダドルの資金供給を行うとともに、農村地域開発イニシアチブとして、2002年度に、280万カナダドルの資金供給を127のプロジェクトに対して行った。

現在は、ネットワークイニシアチブとして、モデル研究プログラム及び農村地域共同体能力開発プログラムに、5年間（2008年3月まで）で1850万カナダドルの資金供給を行う計画となっている。

6. 結論

カナダにおいてこのような事業が行われるようになったのは、カナダは連邦制であり、常に州政府等と連邦政府との葛藤があることがその背景になっていると考える。

つまり、地域振興を連邦制の原則に従って州政府に任せておけば地域ごとの発展の跛行が生じ、カナダ国民としての一体感が失われることへのおそれがあったのではないか。

そこで、地域振興に連邦政府が管轄範囲を広げるとの考えが出てきたが、州政府等と関係なく、直接連邦が地域の団体に補助事業を行わせるとなれば、州政府の反発があるので、パートナーシップの考えでそれらをも巻き込んで、共に支援を行うとの形を取ったのではないかと考える。我が国でいえば、通常の補助事業の方法である。

しかしながら、その実施方法については、我が国の参考になることがあると考える。1つは、事業の内容については、優先分野の範囲であれば自由に事業実施者に提案させ、決定している、つまりパブリックインボルブメントの手法を使用していること、2つには、事業実施団体からは、必ずしも現金ではなく、労力提供等の現物出資も認めていることである。

（永山）

出張報告

2つの新機軸 北海道の政策評価

以下の報告は、18年2月、当センター伊藤が北海道庁を訪問し、調査した結果をとりまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申し上げる。

1. 政策評価取組みの経緯

北海道は、政策評価の取組みに関してはわが国の先進県の1つであり、特に「時のアセスメント」は注目を集めた。政策評価への取組みは、平成9年度に始まり、10年度に試行が行われ、11年度からは全事業を対象として本格的に実施され、その完成度も高い。なお14年4月には、「政策評価条例」が施行されている。

2. 基本評価と分野別評価

北海道の政策評価は、「道政全般を網羅する評価である基本評価」と「特定の分野につき基本評価を補完する評価である分野別評価」からなっており、「大規模公共事業事前評価」及び「研究課題評価」を除いては、中間評価である。

基本評価は、第3次北海道長期総合計画に基づく目標（100の目標を設定）単位の施策について行う「施策評価」と、人件費等を除く全ての事務事業（約1500事業）について行う「事業評価」で構成されている。「施策評価」は2年に1度行われ、その結果に基づいて毎年「事業評価」が行われている。

基本評価では不十分な側面については、分野別評価が実施される。必ずしも毎年行われるものではなく、2～3年に1回というものもあり、例えば17年度には、指定管理者制度の導入という問題もあって、3年ぶりに公共施設評価が行われた。現在、評価と長期総合計画の関係が見直されているところであるが、分野別評価は、近年充実される方向にある。

これらの評価は、各部局で一次評価を行い、それを基に、財政、計画、人事部門などの代表者からなる「検討チーム」により二次評価（知事評価；副知事がトップ）が行われ、決定されている。

3. 特定政策評価

基本評価と分野別評価のほかに、北海道では、「特定政策評価」というシステムが設けられている。

「特定政策評価」は、「時のアセスメント」の流れを汲むもので、特定の政策について知事が「政策転換を行う必要があるとき」に、言わば伝家の宝刀として実施される。14年度には「日高横断道路」事業について「特定政策評価」が行われ、評価結果を踏まえて事業は中止とされた。しかし、言わば事業評価、施策評価とは異なるジャンルの評価なので、要件的にも難しく、最近では、実施事例がない。

4. 17年度の評価について

17年度の評価にあたっては、近年における北海道の厳しい財政状況を背景に、19年度までに、施策の見直しにより一般財源ベースで1800億円を削減する必要があるところから、評価にもそのための貢献が求められた。

このため、人件費、維持費、間接費といった従来影に隠れていたコストをも考慮した「フルコスト」の評価、そして「成果指標」を明確に掲げ、目的とコストの意識を持った評価を意識するようにして、評価を「将来へ向けての方向付けを行い、改革の可能性を探るツールとしたい」とのことであった。

5. 公共事業の一体的・総合的評価について

17年度には、昭和55年から進められている当別ダム建設事業についての再評価が行われた。評価結果は「継続（変更あり）」ということだったが、当別ダムは多目的ダムで、複数の主体が関係する一方、事業評価は個別に行われ、一体的・総合的に評価するシステムが制度的に存在しなかったところから、そうした「多目的な公共事業の評価システムの構築を早急に研究すること」という知事評価意見が付された。道庁ではこれを受けて現在研究中であるが、こうした多目的公共事業の一体的・総合的な評価システムは、当センターの知る限り全国的にも例はなく、また評価の意義を抜本的に高めるところから、今後の検討結果が大いに待たれるところである。（伊藤）

編集後記

いまは、Web2.0と言われる。Web1.0とは全く異なったインターネット時代に入ったようだ。Web1.0のときからインターネットは、私にとって行政評価の仕事をする上で欠かせないツールとなっている。かつては砂の中の宝石を見つけるような苦行であった検索も、いまでは楽しみになっている。

しかし、本当にそれでいいのかとも思う。そんな中で、行政、学者、NPO、コンサルタントが集まる行政経営フォーラムの方々との出会いは、格別のものがある。メールでのやり取りと、年数回の会合は、私の思考過程の中で欠かすことのできないものになっている。この7年間の支えであり、喜びでもある。（谷口）

AFFPRI report

平成18年9月15日 No.71

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>